

徳島税務署からのお知らせ

申告と納税はお早めに！

詳しくは、徳島税務署（☎088・622・4131）
または国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）
をご覧ください。

税目	申告・納付期限	振替納税の口座振替日
所得税	3月15日（金）	4月22日（月）
個人事業者の消費税 および地方消費税	4月1日（月）	4月24日（水）
贈与税	3月15日（金）	口座振替は利用できません

徳島税務署の申告相談会場は「アスティとくしま」です！

期間	受付時間	駐車料金
3月15日（金）まで <small>（土・日・祝日を除く。ただし、2月24日 および3月3日の日曜日は確定申告の相談・申告書の受付を行います。）</small>	午前9時～ 午後4時 <small>※午後4時以降は、受付できません。</small>	1日200円 <small>ご理解とご協力を お願いします。</small>

□上記期間は、徳島税務署庁舎内に申告相談会場を設けておりません。ご注意ください。

にせ税理士に ご用心！

税務相談は、税理士または税理士法人でなければできないことが、法律で規定されています。



所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限内に確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

申告書を作成するときは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成し、郵送か電子申告（e-Tax）で！お早めに！

公的年金を受給されている方へ

平成23年分の確定申告から公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、「所得税の確定申告書」の提出が不要となりました。

□この場合であっても、所得税の還付を受けられる方、確定申告書を提出することが要件とされている特例を受けられる方は、申告書の提出が必要です。

□確定申告書の提出が不要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。申告について必要であるかご不明な方は、市税務課市民税担当（☎32・3821）までお尋ねください。

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要ない方を含む）について、平成26年1月から同様に必要となります。

